

令和6年度 住むなら北九州 定住・移住推進事業 (若者・子育て持ち家応援メニュー) 補助申請要領

【本事業に関する問合せ窓口・書類の提出先】

名称：北九州市住宅供給公社 事業企画課

住所：〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 (AIMビル4階)

電話：093-531-3083

受付：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

8：30～17：15（12：00～13：00を除く）

ホームページ：住むなら北九州 定住・移住推進事業のページ

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/07400239.html>

【注意事項】

- 1 募集期間・募集戸数等は、本市のホームページ（上記アドレス）でお知らせしますので、補助金交付対象者認定申請（手続1）前に必ずご確認ください。
- 2 認定申請は、住宅の建設又は住宅の購入の契約締結前に行ってください。
※【住宅の建設の場合】工事請負契約の締結前
【住宅の購入の場合】不動産売買契約の締結前
- 3 補助金交付申請（手続2）の提出期限は、転入又は転居後3ヶ月以内です。
- 4 補助金請求（手続3）の提出期限は、以下のいずれかとなります。
ア 令和6年度に（手続2）を行う場合・・・令和7年4月4日（金）（必着）
イ 令和7年度以降に（手続2）を行う場合・・・（手続2）を行う年度中
- 5 提出書類は必ず控えのコピーをとり、お手元に保管してください。
- 6 書類の提出方法は、窓口に持参又は郵送のみとします。
- 7 国や地方公共団体が行う本制度と同様の目的の補助制度との併用はできません。

目 次

1	はじめに	
	(1) 制度の概要	2
	(2) 手続の流れ	2
2	補助申請の要件	
	(1) 対象者について	3
	(2) 対象住宅について	4
	(3) 補助金額について	5
3	申請の手続	
	(1) 補助金交付対象者認定申請について（手続1）	6
	(2) 補助金交付対象者認定申請の事前登録について	7
	(3) 補助金交付申請について（手続2）	8
	(4) 補助金請求について（手続3）	10
	(5) その他	10
4	Q&A集	11
5	街なかの区域について	13~18

1. はじめに

(1) 制度の概要

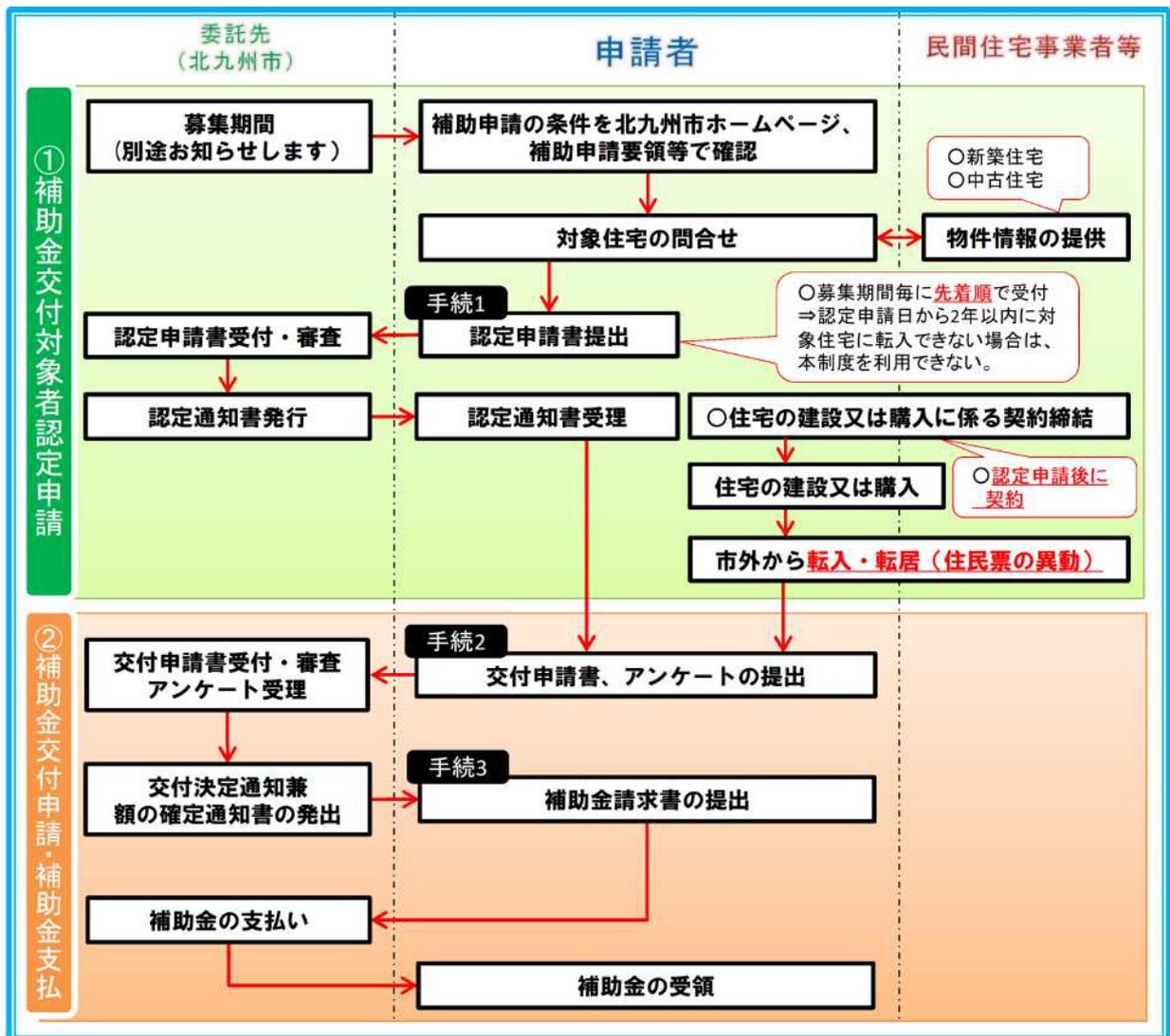
北九州市では、市外からの転入世帯や市内に居住する世帯で、新たに住宅を取得する方を応援するため、「住むなら北九州 定住・移住推進事業（若者・子育て持ち家応援メニュー）」を実施しています。

この制度は、一定の要件を満たす市内の良質な住宅を取得する方に対し、住宅の建設や購入に係る費用の一部を補助するものです。

(2) 手順の流れ

本事業の手順の流れは以下の通りです。本事業を申請しようとする方（以下「申請者」といいます）は、「手順1～3」と書かれているタイミングで、定められた書類を提出する必要があります。

申請者は、住宅の建設又は住宅の購入の契約締結前に、まず補助金交付対象者認定申請（手順1）を行ってください。補助金交付申請（手順2）、及び補助金請求（手順3）は、建設又は購入が完了し、住民票を異動した後に行ってください。



【重要】

申請者は、住宅の建設又は住宅の購入の契約締結前に必ず補助金交付対象者認定申請（手順1）を行う必要があります。契約後に本事業の申請をすることはできませんのでご注意ください。ただし、事前登録することで、契約締結後に認定申請書を提出することができます。

2 補助申請の要件

(1) 対象者について

次の①～⑤をすべて満たす方が対象となります。なお、要件となる基準日は補助金交付対象者認定申請（以下「認定申請」といいます）日^{*1}となります。

①自らの居住の用に供するため、良質な住宅^{*2}の建設又は住宅の購入（以下「良質な住宅の建設等」）を行う予定の方。

②次のいずれかの要件（以下「申請区分」）に該当する方。

●市外から転入

以下の1)又は2)に該当し、ア又はイのいずれかに該当する方。

1) 若者世帯

申請者が39歳以下の世帯人員2人以上の世帯^{*3}で、以下のア又はイのいずれかに該当する方。（事実上婚姻関係と同様の事情にある方^{*5}を含みます。）

2) 子育て世帯

子ども^{*10}がいる方。

●市内に転居

以下の3)又は4)に該当し、ウに該当する方。

3) 若者世帯

申請者が39歳以下の世帯人員2人以上の世帯^{*3}。（事実上婚姻関係と同様の事情にある方^{*5}を含みます。）

4) 子育て世帯

子ども^{*10}がいる方。

ア 1年以上継続して市外に居住している方。

イ 市内に転入後2年以内の方で転入前1年以上継続して市外に居住していた方。

ウ 世帯に属する者のいずれかが、市内に居住しかつ市外へ勤務^{*4}している方。

③転入^{*6}又は転居^{*7}後、原則2年以上市内に居住することができる方。

④北九州市における市税の滞納がない方。

⑤暴力団^{*8}又は暴力団員^{*9}でない方、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない方。

【重要】用語の定義は以下の通りです。

※1 認定申請日

書類持参の場合は持込み日、郵送の場合は郵便局の消印日となります。

※2 良質な住宅

次ページの「(2) 対象住宅について」をご覧ください。

※3 世帯人員2人以上の世帯

住民票に記載された世帯員の人数が2人以上であることをいいます。

なお、認定申請時に世帯員の人数が1人であっても、結婚予定の方で、婚姻により2人以上となる場合は、婚約証明書をご提出いただければ対象となります。

※4 市外へ勤務

週の半分以上、市外に所在する事業所や事務所等に通勤していることをいいます。

※5 事実上婚姻関係と同様の事情にある方

事実婚やパートナーシップの関係にある世帯をいいます。⇒Q16をご確認ください。

※6 転入

申請者が北九州市外から北九州市内の居住地へ住所を異動することをいいます。

※7 転居

申請者が北九州市内から北九州市内の居住地へ住所を異動することをいいます。

※8 暴力団

要綱第2条6号の内容

※9 暴力団員

要綱第2条7号の内容

※10 子ども

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方をいいます。

(2) 対象住宅について

良質な住宅のうち、街なかの区域（P.13～18を参照）内に所在する住宅が対象です。なお、良質な住宅の詳細については、下記のとおりです。また、要件となる基準日は認定申請日となります。

⇒認定申請を行う前に、下記要件に該当する住宅であるか、民間住宅事業者や仲介を行う不動産事業者等に必ず確認するようにしてください。

【重要】良質な住宅の詳細について

1) 新築^aの住宅の場合

次の（ア）に該当し、かつ（イ）～（オ）のいずれかに該当する住宅をいいます。

（ア）戸建て住宅にあっては敷地面積が130㎡以上（都市計画法に基づき指定されている第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域は180㎡以上）、マンションにあっては住戸専用面積が50㎡以上の住宅。

（イ）住宅性能表示制度による建設住宅性能評価書の交付を受け、次の表の左欄に掲げる評価項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める等級等のいずれかを満たしている住宅。

評価項目	等級等
高齢者等配慮対策等級	3以上
断熱等性能等級	4
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	2以上
その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	免震建築物

（ウ）独立行政法人住宅金融支援機構が定める【フラット35】Sの技術基準に適合し、適合証明書の交付を受けている住宅。

- ①住宅金融支援機構の「適合証明省略の申出書」は利用不可
- ②新築時取得分のみ利用可能

（エ）長期優良住宅認定制度による長期優良住宅認定通知書の交付を受けている住宅。

（オ）その他ZEH住宅等、断熱等性能等級5以上の証明書類の交付を受けた住宅。

※a：新築

建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないものをいいます。

2) 既に建築された住宅の場合

(中古住宅で「1) 新築の住宅の場合」に該当するものを除く。)

次の(ア)～(ウ)の全ての要件を満たす住宅をいいます。

ただし、1)の(イ)～(オ)のいずれかに該当する場合は、(ウ)を満たしている住宅とみなします。

(ア) 戸建て住宅にあっては敷地面積が130㎡以上(都市計画法に基づき指定されている第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域は180㎡以上)、マンションにあっては住戸専用面積が50㎡以上の住宅。

(イ) 昭和56年6月1日以降に着工したものが、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月27日法律第123号)に則り耐震診断を実施し、新耐震基準を満たすもの、又は新耐震基準を満たさない場合、耐震改修工事を施し、新耐震基準を満たす住宅。

(ウ) 別に定めるインスペクション(住宅診断)^{※b}を実施している住宅。

※b：インスペクション(住宅診断)

中古住宅の現況調査で、次の(ア)～(エ)のいずれかを満たすものをいいます。

(ア) 国土交通省「長期優良住宅化リフォーム事業」におけるインスペクター講習団体の実施する講習を受講し、終了考査に合格した建築士又は建築施工管理技士が、「現況調査チェックシート」に基づき調査したもの。

(イ) 福岡県「住まいの健康診断」における「協力検査会社及び検査人」が、「検査内容」に基づき調査したもの。

(ウ) 建築士又は建築施工管理技士が、「既存住宅インスペクション・ガイドライン(国土交通省平成25年6月)」に基づき調査したもの。

(エ) 既存住宅状況調査技術者講習を修了した建築士(既存住宅状況調査技術者)が、「既存住宅状況調査方法基準」に基づき調査したもの。

(3) 補助金額について

補助金の交付額は、次のとおりです。

50万円を上限として、世帯人員1人当たり15万円を補助します。

ただし、2(1)①～⑤の「ア 1年以上継続して市外に居住している方」又は「イ 市内に転入後2年以内の方で転入前1年以上継続して市外に居住していた方」に該当する世帯は、ア又はイの要件を満たす対象者に限ります。

3 申請の手続

(1) 補助金交付対象者認定申請について（手続1）

申請者は、①～③に従って認定申請を行ってください。

⇒認定申請は、住宅の建設又は住宅の購入の契約締結前に行ってください。

⇒ただし、住宅の建設又は住宅の購入の契約締結前に事前登録することで、契約締結後に補助金交付対象者認定申請書を提出することができます。詳細については(2)をご覧ください。

①提出書類

本市ホームページから指定の様式をダウンロードし、必要書類を添えて提出してください。
なお、申請区分は2(1)②によります。

⇒事実上婚姻関係と同様の事情にある方は、確認書類を提出していただきますので、認定申請の前に、市窓口までお問い合わせください。

1) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 若者・子育て持ち家応援メニュー
補助金交付対象者認定申請書類等チェックシート

2) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 若者・子育て持ち家応援メニュー
補助要件チェックリスト

⇒補助要件に適合しているか確認してください。

3) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 若者・子育て持ち家応援メニュー
補助金交付対象者認定申請書【様式第19号】

⇒申請年月日は、各募集回に設定されている募集期間内の日付としてください。

⇒認定申請の事前登録を行っている場合は、事前登録日を認定申請日としてください。

4) 世帯全員の住民票（本籍の記載のないもの、続柄・世帯主欄は省略不可、コピー不可）
⇒転入又は転居前の居住地のものを提出してください。

申請区分が「若者世帯」で、3ヶ月以内に結婚予定（事実上婚姻関係と同様の事情の予定がある方を含む）の方は、相手の住民票も提出してください。

5) 前住所地の世帯全員の住民票の除票等（コピー不可）

⇒本市以外の自治体に居住して1年未満又は本市に転入して2年以内の方は、1年以上継続して市外に居住している（いた）ことが確認できる書類を提出してください。

例）住民票の除票、戸籍の附票 等

6) 母子手帳の写し

⇒子どもが胎児の場合は提出してください。

7) 婚約証明書【様式第5号】

⇒婚姻により世帯人員2人以上となる場合は提出してください。

8) 市外に勤務していることを証する書類

⇒申請区分が市内に転居する「若者世帯」又は「子育て世帯」の場合は提出してください。

例）勤務地が確認できる雇用証明書 等

9) 転入又は転居予定先の住宅の所在地（地名地番）、敷地面積（戸建ての場合）、部屋番号・住戸面積（マンションの場合）、建築年月日（着工年月日）が確認できる書類

⇒募集広告のチラシやインターネットの物件情報等を印刷して提出してください。

⇒中古住宅の場合は、耐震基準を満たすことが必要です。補助金交付申請（手続2）で、確認できる書類の提出が必要となります。

10) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 若者・子育て持ち家応援メニュー
補助金交付対象者認定申請 事前登録書の写し

⇒認定申請の事前登録を行っている場合は提出してください。

11) パートナーシップ宣誓書受領証

⇒パートナーシップ宣誓を行っている場合は提出してください。

②募集期間

本市ホームページでお知らせしますので、認定申請前に必ずご確認ください。

③提出方法

以下の提出先（窓口）に郵送又は持参してください。

提出先：北九州市住宅供給公社 事業企画課

住 所：〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル4階

【重要】

- 1 認定申請は住宅の建設又は住宅の購入の契約締結前にしか行うことができません。
ただし、住宅の建設又は購入の契約締結前に事前登録することで、契約締結後に補助金交付対象者認定申請書を提出することができます。
- 2 必ず補助申請の要件に該当することを事前に確認し、認定申請を行ってください。
補助金交付申請の際に、補助申請の要件に該当しないことが発覚した場合は、補助金を交付することができません。
- 3 市内に転入又は転居後、2年未満で市外へ転出することが明らかな場合は、本制度を利用できません。
- 4 暴力団関係者は本制度を利用できません。
- 5 申請の手続で押印いただく申請者の印鑑は、認印で結構ですが、全て同じ印鑑を押印してください。（シャチハタ印は不可）
⇒押印した印鑑が分からなくなる場合がありますので、当初認定申請時には、申請書の控えをとっておくことをお勧めします。
- 6 契約者は、申請者又は配偶者に限ります。

(2) 認定申請の事前登録について

住宅の建設又は住宅の購入の契約締結前に事前登録することで、契約締結後に補助金交付対象者認定申請書を提出することができます。

⇒住宅の建設又は住宅の購入の契約締結前に事前登録し、提出期限内に補助金交付対象者認定申請書が提出された場合は、認定申請が事前登録日に行われたものとします。

ただし、申請件数が募集件数に達した場合は、提出ができませんのでご注意ください。

①事前登録の方法

【電子申請システム（ネット申請）】

事前登録ページにアクセスし、入力フォームに必要事項を入力の上、事前登録してください。

補助金交付対象者認定申請 事前登録ページ

<https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure-alias/sumukita>

②認定申請書の提出期限

事前登録日から2週間以内です。（例：事前登録日が1日の場合、提出期限は15日）

ただし、事前登録日から2週間以内に、募集期間の末日を迎える場合は、当該末日までとします。（例：事前登録日が9月20日、募集期間の末日が9月30日の場合、提出期限は9月30日）

提出期限内に、（1）の手続1に従い、補助金交付対象者認定申請書を提出してください。
⇒認定申請日は、提出日ではなく事前登録日としてください。

【重要】

- 1 住宅の建設又は住宅の購入の契約締結前に事前登録することで、契約締結後に補助金交付対象者認定申請書を提出することができます。（事前登録日が認定申請日となります。）
- 2 事前登録して契約締結した場合、提出期限内（消印有効）に補助金交付対象者認定申請書を提出しなければ、事前登録は無効となります。
また、事前登録をしても、認定申請書の提出前に募集戸数に達した場合は、認定申請の受付はできません。
- 3 募集開始前又は募集締め切り後の事前登録はできません。
- 4 事前登録は、補助金交付対象者の認定を約束するものではありません。
- 5 代理人（事業者等）が事前登録を行う場合は、必ず申請者本人の同意を得てください。
申請者本人の同意がないことが判明した場合、事前登録は無効とします。
- 6 事前登録は、申請者一人につき1物件とします。複数物件の事前登録はできません。
- 7 契約者は、申請者又は配偶者に限ります。

（3）補助金交付申請について（手続2）

申請者は、①～③に従って補助金交付申請（以下「交付申請」といいます）を行ってください。

⇒認定申請から原則として2年以内（ただし、住宅の引渡しが認定申請から2年を超える場合は3年以内）に転入又は転居（住民票を異動）してください。

⇒交付申請は、転入又は転居後（住民票の異動後）3ヶ月以内に行ってください。

①提出書類

本市から送付した指定の様式に必要な書類を添えて提出してください。

なお、申請区分は2（1）②によります。

⇒事実上婚姻関係と同様の事情にある方は、確認書類を提出いただきますので、補助金交付申請の前に、市窓口までお問い合わせください。

- 1) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 若者・子育て持ち家応援メニュー
補助金交付申請書（兼実績報告書）類等チェックシート
- 2) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 若者・子育て持ち家応援メニュー
補助金交付申請書（兼実績報告書）【様式第22号】
- 3) 世帯全員の住民票（本籍の記載のないもの、続柄・世帯主欄は省略不可、コピー不可）
⇒転入又は転居後の居住地のものを提出してください。
- 4) 申請者の「市税に滞納がないことの証明書」（コピー不可）
⇒転入又は転居後に発行されたものを提出してください。
⇒認定申請時に市内に居住していた方は必ず提出してください。過去に市内に居住履歴がない方は必要ありません。
- 5) 住宅の売買契約書又は建設工事請負契約書の写し
- 6) 土地の売買契約書の写し

⇒親族や個人所有の土地の場合などで契約書がない場合は、地主の承諾書、印鑑証明、登記簿等を提出してください。

- 7) 住宅の配置図（敷地面積と建物の配置がわかるもの）及び各階平面図
- 8) 住宅の竣工写真（建物全体がわかるもの）
- 9) 住宅の条件を証明するもの（新築住宅） ※次のいずれか
 - ・住宅性能表示制度による建設住宅性能評価書の写し
 - ・【フラット35】Sの適合証明書の写し
 - ・長期優良住宅認定通知書の写し
 - ・その他ZEH住宅等、断熱等性能等級5以上の証明書類の写し
- 10) 住宅の条件を証明するもの（中古住宅） ※次の全て
 - ・インスペクション（住宅診断）を行ったことが確認できる書類（報告書 等）
⇒9)のいずれかの書類を提出する場合は必要ありません。
 - ・新耐震基準を満たす住宅であることが確認できる書類（確認済証、検査済証 等）
⇒手続1で既に提出済みの場合は必要ありません。
- 11) 住むなら北九州 定住・移住推進事業に係る誓約書【様式第6号】
- 12) 住むなら北九州 定住・移住推進事業（若者・子育て持ち家応援メニュー）に係るアンケート
- 13) 他の補助制度と併用しない旨の確認書

②提出期限

転入又は転居後（住民票の異動後）3ヶ月以内とします。

※令和6年度に提出する場合、令和7年3月14日（金）（必着）で提出してください。

③提出方法

以下の提出先（窓口）に郵送又は持参してください。

提出先：北九州市住宅供給公社 事業企画課

住 所：〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル4階

【重要】

- 1 交付申請は住宅の建設等が完了し、対象住宅へ住民票を異動した後にしか行うことができません。
- 2 補助金交付対象者認定通知を受けた方であっても、交付申請の際に、補助申請の条件に該当しないことが発覚した場合は、補助金を交付することができません。
- 3 申請の手続で押印いただく申請者の印鑑は、認印で結構ですが、全て同じ印鑑を押印してください。（シャチハタ印は不可）

(4) 補助金請求について（手続3）

申請者は、補助金交付決定通知書（兼額確定通知書）を受け取った後、①～③に従って補助金の請求手続きを行ってください。

①提出書類

本市から送付した指定の様式に必要な書類を添えて提出してください。

- 1) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 若者・子育て持ち家応援メニュー
補助金交付請求書類等チェックシート
- 2) 住むなら北九州 定住・移住推進事業補助金交付請求書【様式第9号】

②提出期限

以下のいずれかとなります。

- 1) 令和6年度に（手続2）を行う場合・・・令和7年4月4日（金）（必着）
- 2) 令和7年度以降に（手続2）を行う場合・・・（手続2）を行う年度中

③提出方法

以下の提出先（窓口）に郵送又は持参してください。

提出先：北九州市都市戦略局住まい支援室

住 所：〒803-8501 北九州市小倉北区内1-1（北九州市役所本庁舎13階）

【重要】

- 1 提出期限までに補助金の請求書を提出していただけない場合は、補助金を交付することができません。
- 2 申請の手続で押印いただく申請者の印鑑は、認印で結構ですが、全て同じ印鑑を押印してください。（シャチハタ印は不可）
- 3 手続1・2と提出先が異なりますのでご注意ください。

(5) その他

補助金を受領した後、①又は②に該当する場合は、各種手続きを行ってください。

①転入後2年未満で市外へ転出する場合

市内に転入してから2年未満で市外へ転出することが決まった場合、その時点で市窓口へご連絡ください。なお、転出理由によっては補助金を返還していただくこととなります。

②税法上の取扱い

住むなら北九州 定住・移住推進事業 若者・子育て持ち家応援メニューに係る補助金は一時所得に該当します。所得税の確定申告又は市県民税の申告が必要になる場合がありますので、詳しくはお近くの税務署へお問合せください。

Q1 認定申請はいつまでにすればいいですか？

A1 住宅の建設又は住宅の購入の契約締結前に申請してください。
新築（注文住宅）の場合は、建物の工事請負契約締結前に、集合住宅・建売住宅・既存の住宅の場合は、不動産売買契約締結前に申請してください。

Q2 市内に転入してから認定申請はできますか？

A2 すでに市内に転入していても、転入後2年以内であり、転入前に市外に1年以上継続して居住していた方は申請できます。ただし、必ず、契約締結前に認定申請を行ってください。

Q3 市内に居住していても認定申請はできますか？

A3 39歳以下の世帯人員2人以上の世帯又は、4月1日時点で18歳未満の子どもがいる方で、世帯に属する者のいずれかが市内に居住、かつ市外へ勤務している方は申請できます。ただし、必ず、契約締結前に認定申請を行ってください。

Q4 認定申請をして認定通知を受けたら補助金は確実にもらえますか？

A4 認定申請は、補助金の交付対象者であることを認定するものであり、補助金の交付を確約するものではありません。また、交付申請の審査において、補助金の交付対象者でない又は対象住宅でないこと等が発覚した場合は、補助金の交付ができなくなります。

Q5 認定通知を受けた後に転入又は転居予定先の住宅が変更になった場合、交付申請することはできますか？

A5 変更した住宅が対象住宅の要件を満たしていれば、交付申請することは可能です。ただし、交付申請の前に、認定の変更手続きが必要となります。なお、補助金については、当初認定した対象となる世帯人員数に応じて算出した補助金額を上限として交付することとなります。

Q6 土地の取得（契約）を行っているが、建物の契約は行っていない場合、対象となりますか？

A6 認定申請をすることはできますが、必ず、住宅（建物）の契約締結前に認定申請を行ってください。

Q7 対象住宅に該当するかどうか調べてもらえますか？

A7 民間住宅事業者や仲介を行う不動産会社等に確認をしてください。

Q8 申請者又は対象住宅の要件に関する基準日はいつになりますか？

A8 認定申請日となります。

Q9 市外に1年以上居住とありますが、子どもが胎児や1歳未満の場合、本事業の対象となりますか？

A9 対象となります。

Q10 募集期間中に住宅の契約を締結する場合は対象となりますか？

A10 認定申請の日（申込書類を揃え提出し、受付が完了した日）以降であれば、募集期間中に契約を締結してもかまいません。

Q11 既に所有している住宅を建替える場合、補助の対象になりますか？

A11 対象者の要件及び建替え後の住宅が対象住宅の要件を満たしており、従前に当制度による補助を受けていない場合、補助の対象となります。

- Q12 認定申請（手続き1）から交付申請（手続き2）の間に、物件の変更や分筆等によって住宅の所在地の地番に変更があった場合、交付申請は変更の前後どちらの地番で申請したらよいですか？
- A12 変更後の地番で申請してください。なお、住宅の性能を証する書類等に記載された地番が変更前のものである場合、分筆等の履歴や現況を確認させていただくため、土地登記簿等の提出が必要になります。
- Q13 変更届は、どのような時に提出しなければなりませんか？
- A13 認定通知書に記載した項目のうち、「転入又は転居予定年月日」以外の項目で変更が生じた場合に必ず提出してください。交付申請（手続き2）前までに提出がない場合、交付申請書を受理できませんので、ご注意ください。
- Q14 認定申請（手続き1）から交付申請（手続き2）の間に、仮住まいなどで対象住宅でない住宅に転入又は転居した場合、補助の対象になりますか？
- A14 交付申請時に要件を満たしていれば補助の対象になります。ただし、認定申請から交付申請の間に転入又は転居した住所の除票等の提出が必要になります。
- Q15 住宅の建設又は住宅の購入が急遽決まった場合、契約締結前に認定申請の提出書類を揃えることができません。どうすればいいですか？
- A15 契約締結前に事前登録することで、契約締結後に認定申請書を提出することができます。提出期限内に認定申請書を提出してください。詳しくは要領の 7 ページ目を確認してください。
- Q16 「事実上婚姻関係と同様の事情にある方」とは、どういう方が対象となるのですか？
- A16 事実婚やパートナーシップの関係にある世帯で、以下の方が対象となります。なお、提出書類が一部異なりますので、認定申請の前に、市窓口までお問い合わせください。
- 【事実婚の世帯】
双方に戸籍上の配偶者がなく、かつ住民票の続柄に「妻（未届）」又は「夫（未届）」の記載がある方。
- 【パートナーシップの関係にある世帯】
北九州市パートナーシップ宣誓制度によるパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けている方、又は今後宣誓をする方。
- Q17 婚姻により認定申請（手続き1）から交付申請（手続き2）の間に姓の変更があった場合、申請者名と印鑑は変更前後のどちらを使用すればよろしいですか？
- A17 交付申請（手続き2）の申請者氏名欄に「新姓（旧姓）」で記載を行い、新姓の印鑑を押印してください。
- Q18 市内に転入後2年以内で住宅を建設又は住宅の購入予定ですが、市内で産まれた子どもは世帯人数に含まれますか？
- A18 出生済の子どもは、親の転入に伴い定住人口が増加する場合は、世帯人員に含まれます。胎児の場合は、母子手帳の写し（表紙部分）を提出してください。ただし認定申請（手続き1）提出後に判明した胎児は世帯人員に含まれません。詳しくは市窓口までお問い合わせください。
- Q19 子どもとは、何歳までが対象になりますか？
- A19 認定申請年度の4月1日時点で、18歳未満の方が対象となります。

5 街なかの区域について

街なかの区域に含まれる町名は以下のとおりです。ただし、都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）に基づき指定されている市街化調整区域及び工業専用地域、又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）に基づき指定されている土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は対象外とします。

【門司区】

泉ヶ丘	下二十町	畑田町（※）
稲積1～2丁目	下馬寄	浜町
梅ノ木町	社ノ木1～2丁目	羽山1丁目
老松町	庄司町	原町別院
大久保1～3丁目	白野江1～4丁目	東新町1～2丁目
大字大積	新開	東本町1～2丁目
花月園	新原町	東馬寄
風師1丁目	大里新町	東港町
春日町	大里戸ノ上1～3丁目	東門司1～2丁目
片上海岸	大里原町	光町1丁目
上本町	大里東1～4丁目	広石1丁目
上馬寄1～3丁目	大里東口	藤松1～3丁目
大字吉志	大里本町1～3丁目	不老町1～2丁目
吉志1～4丁目	大里桃山町	別院
吉志新町1～3丁目	高砂町	法師庵
旧門司1丁目	高田1～2丁目	本町
清滝1～5丁目	谷町1～2丁目	松原1～3丁目
清見1～4丁目	田野浦1～2丁目	丸山1～2丁目
葛葉1～3丁目	恒見町	丸山吉野町
大字黒川（※）	長谷1～2丁目（※）	緑ヶ丘
黒川西1、3丁目	中二十町	港町
黒川東1～2丁目	中町	南本町
黄金町	鳴竹1～2丁目	柳原町
小松町	西海岸1～3丁目	柳町1～4丁目
小森江2、3丁目	錦町	矢筈町
栄町	西新町1丁目	
寺内2丁目	大字畑	

（※）一部街なかの区域に含まれない場所がある町名です。

認定申請前に必ず市窓口（北九州市住まい支援室 電話：093-582-2288）
にお問い合わせください。

【小倉北区】

青葉1～2丁目	熊谷4～5丁目	高峰町
赤坂1、5丁目	熊本1～4丁目	豎林町
浅野1～3丁目	黒住町	豎町1～2丁目
朝日ヶ丘	黒原3丁目	田町
足原1～2丁目	黄金1～2丁目	常盤町
愛宕1～2丁目	米町1～2丁目	中井1～5丁目
足立1丁目	小文字1丁目	中井口
泉台1～3丁目	紺屋町	中井浜
板櫃町	菜園場1～2丁目	中島1～2丁目
井堀1～3丁目	堺町1～2丁目	中津口1～2丁目
今町1～2丁目	三郎丸1～3丁目	長浜町
鑄物師町	重住3丁目	西港町
魚町1～4丁目	篠崎1～2、5丁目	萩崎町
宇佐町1～2丁目	下到津1～5丁目	馬借1～3丁目
江南町	下富野1～5丁目	原町1～2丁目
大田町	城内	日明1～5丁目
大手町	城野団地	東篠崎1～3丁目
大畠1～3丁目	昭和町	東城野町
鍛冶町1～2丁目	白銀1～2丁目	東港1丁目
片野1～5丁目	白萩町	平松町
片野新町1～3丁目	神幸町	古船場町
金田1～3丁目	新高田1丁目	弁天町
上到津1～4丁目	親和町	真鶴1～2丁目
上富野1～5丁目	須賀町	緑ヶ丘1～3丁目
香春口1～2丁目	砂津1～3丁目	南丘1～2丁目
神岳1～2丁目	船頭町	三萩野1～3丁目
貴船町	船場町	都1～2丁目
木町1～4丁目	大門1～2丁目	室町1～3丁目
京町1～4丁目	高尾2丁目	明和町
清水1～4丁目	高浜1～2丁目	吉野町
霧ヶ丘1、3丁目	高坊1～2丁目	若富士町
金鶏町	高見台	

【小倉南区】

石田町	下南方1～2丁目	沼本町1～2、4丁目
石田南1、3丁目	城野1～4丁目	沼緑町1～5丁目
長行西1～5丁目	星和台1～2丁目	沼南町1～2丁目
長行東1～3丁目	大字高津尾	八幡町
上石田1～4丁目	高野1～4丁目	葉山町1～3丁目
上葛原1～2丁目	田原1～3丁目	春ヶ丘
上曾根3丁目	田原新町1～3丁目	東貫1～3丁目
上貫1～3丁目	津田1～4丁目	東水町
上吉田1～6丁目	津田新町1～4丁目	日の出町1～2丁目
蒲生1～5丁目	大字徳吉（※）	富士見1～3丁目
企救丘1～6丁目	徳吉西1～3丁目	舞ヶ丘2～5丁目
北方1～5丁目	徳吉東1～2、4～5丁目	大字南方
朽網西1～2、4～6丁目	徳吉南1、3丁目	南方1～5丁目
朽網東1～3丁目	徳力1～7丁目	南若園町
葛原1、5丁目	徳力新町1～2丁目	守恒1～5丁目
葛原東1～5丁目	徳力団地	守恒本町1～3丁目
葛原本町1、4～6丁目	長尾1～2、4～6丁目	八重洲町
葛原元町1～2丁目	中曾根1～6丁目	山手1～3丁目
大字志井	中曾根東1丁目	湯川1、5丁目
志井1～6丁目	中貫1～2丁目	湯川新町1～4丁目
重住1～2丁目	中貫本町	大字横代
志徳1～2丁目	長野1～3丁目	横代北町1～5丁目
下石田1～3丁目	長野本町2丁目	横代東町1～3丁目
下城野1～3丁目	中吉田1～6丁目（※）	横代南町2丁目
下曾根1～4丁目	西水町	大字吉田（※）
下曾根新町	蜷田若園1～3丁目	若園1～5丁目
下貫1～4丁目	沼新町1～3丁目	

（※）一部街なかの区域に含まれない場所がある町名です。

認定申請前に必ず市窓口（北九州市住まい支援室 電話：093-582-2288）
にお問い合わせください。

【若松区】

青葉台西1～5丁目	向洋町	花野路1～3丁目
青葉台東1～2丁目	小敷ひびきの1～3丁目	浜町1～3丁目
青葉台南1～3丁目	桜町	大字払川
赤岩町	塩屋1～4丁目	原町
赤崎町	下原町	東小石町
赤島町	修多羅1～2丁目	東畑町
大字安瀬	高須北1～3丁目	東二島1～5丁目（※）
今光1丁目	高須西1～2丁目	ひびきの
栄盛川町	高須東1～4丁目	ひびきの北
老松1～2丁目	高須南1～4丁目	ひびきの南1～2丁目
大井戸町	棚田町	深町1～2丁目
大字大鳥居	童子丸1～2丁目	藤ノ木1～3丁目
片山1～3丁目	大字頓田	二島1～6丁目
上原町	中川町	古前1丁目
鴨生田1～4丁目	波打町	本町1～3丁目
北浜1丁目	西小石町	南二島1丁目
響南町	西園町	宮丸1～2丁目
くきのうみ中央	西天神町	用勺町
久岐の浜	白山1～2丁目	和田町
大字小石	大字畠田（※）	
小石本村町	畠田1～3丁目	

（※）一部街なかの区域に含まれない場所がある町名です。

認定申請前に必ず市窓口（北九州市住まい支援室 電話：093-582-2288）
にお問い合わせください。

【八幡東区】

荒生田1～3丁目	清田1～2丁目	中畑1丁目
石坪町	山路松尾町	西本町1～4丁目
祝町1～2丁目	山王1～2丁目	八王寺町
枝光1～2丁目	昭和1～3丁目	春の町1～5丁目
枝光本町	白川町	東田1～4丁目
大蔵1丁目	諏訪1丁目	日の出1丁目
尾倉1～3丁目	高見1～2、4丁目	平野1～3丁目
上本町1～2丁目	竹下町	前田1～3丁目
川淵町	茶屋町	松尾町
祇園1～4丁目	中央1～3丁目	宮の町1～2丁目
祇園原町	槻田2丁目	桃園1～4丁目

【八幡西区】

相生町	光明1～2丁目	野面1～2丁目
青山1～3丁目	小鷺田町	則松1～7丁目
浅川町	小嶺1～3丁目	則松東1～2丁目
大字浅川(※)	小嶺台1～4丁目	萩原1～3丁目
浅川1～2丁目	大字木屋瀬	馬場山
浅川学園台1～4丁目	木屋瀬1～5丁目	馬場山西
浅川台1～2丁目	木屋瀬東1～4丁目	馬場山東1～3丁目
浅川日の峯1～2丁目	大字金剛	馬場山緑
大字穴生	金剛1～3丁目	東石坂町
穴生1～4丁目	幸神1～4丁目	東王子町
池田1～3丁目	桜ヶ丘町	東折尾町
石坂1～3丁目	大字笹田	東神原町
泉ヶ浦1、3丁目	さつき台1～2丁目	東鳴水1～3丁目
医生ヶ丘	里中1～3丁目	東浜町
市瀬1～2丁目	三ヶ森1～4丁目	東曲里町
岩崎2～4丁目	下上津役1～4丁目	引野1～3丁目
上の原1～4丁目	下上津役元町	藤田1～4丁目
永犬丸1～5丁目	下畑町	藤原1～4丁目
永犬丸西町2～3丁目	自由ヶ丘	船越1～3丁目
永犬丸東町1～3丁目	松寿山1～3丁目	舟町
永犬丸南町1～5丁目	陣原1～5丁目	別所町
大浦1～3丁目	陣山1～3丁目	北筑1～3丁目
大平1～3丁目	菅原町	星ヶ丘1～7丁目
大平台	瀬板1丁目～2丁目(※)	堀川町
岡田町	星和町	大字本城
沖田1～5丁目	大膳1～2丁目	本城1～5丁目
御開1～5丁目	高江1～5丁目	本城学研台1～3丁目
折尾1～5丁目	鷹の巣1～3丁目	本城東1～6丁目
春日台1～6丁目	竹末1～2丁目	町上津役西1～4丁目
香月中央1～3丁目	田町1～2丁目	町上津役東1～3丁目
香月西1～4丁目	茶売町	的場町
上上津役1～5丁目	茶屋の原1～3丁目	真名子1～2丁目
岸の浦1～2丁目	千代1～5丁目	丸尾町
北鷹見町	千代ヶ崎1～3丁目	光貞台1～3丁目
吉祥寺町	筒井町	南王子町
貴船台	鉄王1～2丁目	南鷹見町
楠北1～3丁目	鉄竜1～2丁目	南八千代町
楠木1～2丁目	東筑1～2丁目	美原町
大字楠橋	塔野1、3丁目	棕枝1～2丁目
楠橋下方1～3丁目	友田1～3丁目	森下町
楠橋西1～2丁目	長崎町	屋敷1丁目
楠橋東2丁目	中須1～2丁目	八千代町
楠橋南1～3丁目	中の原1～3丁目	八枝1～5丁目
熊手1～3丁目	西王子町	山寺町
熊西1～2丁目	西折尾町	夕原町
黒崎1～5丁目	西神原町	養福寺町
黒崎城石	西鳴水1丁目	力丸町
皇后崎町	西曲里町	若葉1～3丁目
紅梅1～3丁目	大字野面	割子川1～2丁目

(※) 一部街なかの区域に含まれない場所がある町名です。

認定申請前に必ず市窓口(北九州市住まい支援室 電話:093-582-2288)にお問い合わせください。

【戸畑区】

旭町	正津町	初音町
浅生1～3丁目	新池1～3丁目	東大谷1、3丁目
一枝1～3丁目	新川町	東鞆ヶ谷町
沖台1～2丁目	菅原1～4丁目	福柳木1～2丁目
川代2丁目	仙水町	牧山1丁目
観音寺町	千防1～3丁目	牧山海岸
北鳥旗町	高峰1丁目	牧山新町
銀座1～2丁目	土取町	丸町1丁目
小芝1～3丁目	天神1～2丁目	南鳥旗町
幸町	天籟寺1～2丁目	明治町
境川1～2丁目	中原西1～3丁目	元宮町
沢見1～2丁目	中原東1～4丁目	夜宮1～3丁目
三六町	中本町	
汐井町	西鞆ヶ谷町	